

学校目標

(1) 学校教育目標

児童生徒の「知りたい」「伝えたい」「やってみたい」という思いを引き出し、『地域社会と協働しチャレンジし続ける児童生徒』を育成する。

(2) 育てたい生徒像

他者と協働し、社会の中で役割や責任を自覚しながら行動できる生徒

第1章 目的

この規程は、本校の教育目標を達成するためのものである。このため、生徒が自主的・自律的に充実した学校生活を送るという観点から必要な事項を定めるものである。

第2章 学校生活に関すること

1. 登下校について

- (1) 登下校については決められた時刻を守る。
- (2) 登下校については決められた通学路を守る。
- (3) 自宅から自力で通学する場合は、学校に「自力通学届」(別紙①)を提出し、学校長から「自力通学許可」を受ける。
- (4) 学校では右側通行を守る。また、通行するとき、譲り合う等マナーを守る。

2. マナーについて

- (1) 来校者、先生、友だちに自らあいさつする。
- (2) 就業体験、職場実習等において、礼儀正しいあいさつをする。
- (3) 社会の一員としての自覚を持ち、活動に応じた服装を選び、髪や爪等清潔な身だしなみを心がける。また、アクセサリー等は身につけない。
- (4) 金品を失くしたり、拾ったりしたときは担任や他の先生に届け出る。
- (5) 公共の場では、ルールを守って行動する。
- (6) 学校の公共物を破損したときは、直ちに担任や他の先生に届け出る。

3. 人間関係について

- (1) 自分や友だちを大切にする。
- (2) 多様性を認め、体を触る、傷つける発言など相手の嫌がる行為をしない。
- (3) 問題が起こったときは暴力ではなく、話し合いで解決する。
- (4) 友だちを無視したり、仲間はずれにしたりしない。
- (5) 友だちや先生のことで困ったときは、一人で悩まず、家族(又は園の先生)や担任、体罰セクシュアルハラスメント相談窓口の先生に相談する。

4. スマートフォン等について

- (1) スマートフォン等を持ち込む場合は、学校に「スマートフォン等持込み誓約書」(別紙②)、「我が家のスマホルール」(別紙③)を提出する。登校時刻から下校時刻まで使用しない。
- (2) スマートフォン等の所持については、生徒と保護者が十分な話し合いを持ち、家庭や学校における約束・ルールを守って使用する。

第3章 校外の生活に関すること

- (1) 法令で保護者の同伴なしで未成年の入場が禁止されている場所へ立ち入らない。
- (2) 登下校時、保護者の同伴なしでの飲食店(ファーストフード店等)を利用しない。
- (3) 危険な行為をしたり、地域社会に迷惑をかけたりしない。
- (4) 契約を伴う場を利用する際は、生徒と保護者が十分な話し合いをする。

第4章 社会のルールに関すること

- (1) 社会の一員としての自覚を持ち、法律やルールを守り、次のような行為をしない。
 - ・ 飲酒・喫煙
 - ・ 万引き
 - ・ 薬物乱用
 - ・ 交通違反
 - ・ 建物、器物損壊
 - ・ 暴力等
 - ・ 性に関する逸脱行為